

公 告 第 2 3 8 号  
令和 8 年 2 月 1 日

被 保 険 者 各 位

三越伊勢丹健康保険組合  
理 事 長 嘉 納 亜 紀 子  
(公 印 省 略)

標 準 報 酬 月 額 の 決 定 に つ い て

健康保険法第 3 7 条 (任意継続被保険者) に適用する令和 7 年 9 月 3 0 日現在の  
平均標準報酬月額は、3 2 4, 9 3 5 円と決定しましたので標準報酬月額を下記の  
とおり公告します。

記

標 準 報 酬 月 額                      3 2 0, 0 0 0 円

以上